

交換商品リスト作成の留意事項について

【1】下記事項に留意し、作成してください。

- ◎ 発送（納品）までに時間がかかる商品は、交換申請（受注）が可能な期限を明記する。
例：受注生産で製作に時間を要する商品など
- ◎ 季節商品や数量限定商品などを登録する際は、発送予定時期や受注可能な予定数量を明記する。
例：果物、お酒など
- ◎ 色違いがある商品は、色ごとに商品コードを付番する。
例：玩具や工芸品など
- ◎ 交換商品の申請受付開始が7月上旬となるため、農産物などは収穫時期等を勘案して、安定した提供可能な商品を登録する。
- ◎ 商品券については、福島県内で利用可能な店舗等を記載する。

【2】提供事業者決定後、下記①②を作成してください。

（留意事項は、上記交換商品リスト作成と同じ）

- ①交換商品カタログ用データを作成する。（冊子用）
- ②提供事業者ホームページに交換商品を紹介するページを作成する。
（別記1募集要領4ページ⑥ホームページの作成）

【参考】昨年度の交換商品リスト・カタログを参考にしてください。

「福島県木材協同組合連合会」ホームページ内

<https://www.fmokuren.jp/pages/41/>

「森と住まいのポイント事業」

ポイント交換申請の手続きページ（HP 下部）

◆◆令和7年度交換商品専用ページ◆◆で閲覧可能です。